

仕様書

NEDO イノベーション推進部

1. 件名

研究開発型ベンチャー支援事業／我が国の企業におけるオープンイノベーションの推進に係る検討

2. 目的

我が国産業の中長期的な発展に向けて、国内産業の非連続イノベーションの創出による活性化及び競争力の強化を実現するためには、オープンイノベーションを真に根付かせることが重要とされ、産・学・官において様々な活動が実施されている。特に、非連続イノベーションの創出における研究開発型スタートアップの役割は重要であり、次々とスタートアップ企業が生まれてくる環境整備が必要なのは勿論のこと、そのような有望な研究開発型スタートアップ企業との連携は、イノベーション創出を目的としたオープンイノベーション活動の中核に位置付けられると言える。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）では、オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（以下、「JOIC」という。）の事務局を務めている。JOIC はオープンイノベーションの機運醸成および推進に資する様々な情報提供や、研究開発型スタートアップ企業との連携事例の創出のための取り組みを通して、我が国産業のイノベーションの創出及び競争力の強化に寄与することを目的として活動している。

本調査では、オープンイノベーションの推進や研究開発型スタートアップの成長支援に資する様々な情報の調査と取りまとめを行い、JOIC 会員を中心に広く情報提供を行うと共に、具体的な連携事例の創出のための取り組みを行う。またそれらの活動を通して、我が国産業のイノベーション創出及び競争力強化に寄与するための課題の抽出を行う。

3. 内容

本調査では、以下の（1）から（5）に示す 5 項目の調査を実施する。

（1）イベント・シンポジウム等オープンイノベーション普及・促進方法に関する調査

オープンイノベーションにより具体的なビジネスを創出することを目的とし、JOIC が開催するイベント・シンポジウム等（NEDO ピッチ、NEDO ドリームピッチ、政策情報の普及セミナー、シンポジウム等）の運営を行う（年 5 回程度開催）とともに、その成果（2019 年度までの実施分を含む）のフォローアップと周知・広報を行い、成功事例等の分析等を実施する。尚、昨今は関東圏でオープンイノベーション促進に資するイベントが多数開催されている状況を踏まえ、これらの既存の取組との差別化を図る（関東圏以外を含めた地域での実施、他の支援機関との連携、ウェブ情報発信等）ことに留意し実施すること。

(2) JOIC の効果的な組織運営に関する調査

JOIC 会員、もしくは JOIC 会員を含む JOIC 組織運営及び他機関との連携に関する会議運営並びに会議資料の作成（会議運営業務：年 3 回程度、JOIC 会員向けアンケート：年 2 回程度、対外説明資料作成：年 2～3 回程度を想定）を実施する。

詳細調査内容は NEDO と協議の上決定する。

(3) オープンイノベーションの普及・促進に関する政府支援情報等に関する調査

オープンイノベーションに係る政府等の情報は、各々の機関が公表し、情報の有無や所在がわかりにくいのが実情である。本調査では、①政府等他の支援機関から提供される支援情報（補助金、イベント等。政府関係支援機関は 10 機関程度を想定）、②経済産業省が実施する施策関連情報（※）等を取りまとめ、整理し、必要に応じ追加調査を実施する。

関連情報詳細は以下の例示を含め、NEDO と相談の上決定する。

（※）追加関連情報イメージ

- ベンチャーとの連携の手引きなど政府が作成しているガイドライン情報
- 日本国内のオープンイノベーション事業者に関する情報
- インキュベーション施設（シェアオフィス、シェアラボ、コワーキングスペース等）に関する情報

(4) JOIC ホームページの管理・運用等

上記(1)～(3)の実施項目に関し、JOIC 会員を含めた幅広い関係者への情報発信、イベント等への集客、会員向けアンケートの実施など、本調査事業についての幅広い情報発信、効率的な実施および質的向上に資することを目的として、JOIC ホームページの運用、更新作業等を行う。運用・更新作業は、NEDO が指定するコンテンツ運用システムを用いる。本ホームページは、今回実施する(1)～(3)や今まで実施したコンテンツ並びに本委託とは別に実施される調査結果について、内向け、外向けに峻別することを含め、ユーザーにわかり易く、かつ効果的に情報発信を行うため必要に応じ適宜改修すること。

(5) JOIC 活動状況に関する対外的な資料作成及び会議運営等の支援

上記(1)～(3)の実施項目に関し、必要に応じ JOIC 活動に関する対外説明資料の作成及び開催する会議運営支援等を行う。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2022 年 3 月 31 日まで

5. 予算額

7,000 万円以内/2 年間

6. 報告書

2020 年度度終了時には、中間調査報告書の電子ファイル（PDF ファイル形式）を、2021 年度終了後には調査報告書の電子ファイル（PDF ファイル形式）を CD-R 等の不揮発性媒体に記録し、2 枚を所定の期日までに提出すること。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出すること。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tebiki_index.html

調査により得られた資料は、電子媒体で一식을別途提出すること。

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

本仕様書に定めなき事項については、NEDO と実施事業者が協議の上で決定するものとする。

以 上